

[事案 29-225] 契約無効請求

・平成 30 年 5 月 24 日 裁定終了

※本事案の申立人は、[事案 29-224] の申立人の親である。

<事案の概要>

特約解約について了承していなかったことを理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

以下の理由により、平成 21 年 12 月に契約した医療保険を無効とし、既払込保険料を返してほしい。

- (1) 特定疾病保障特約の解約は自分が決めたものではなく、特約解約後、募集人は、保険料の一部を立て替えながら、自分に保険料の一部を 5 年半もの間支払わせていた。
- (2) 自分は、本特約の解約を承知しておらず、解約請求書にも署名していない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 契約内容の変更および解約手続きは、全て申立人自身が行ったものであり、募集人には不適正な行為は認められない。
- (2) 保険料の立替えについて、募集人は、親族である申立人から、生活費のやり繰りが大変であるとの相談を受けて援助をしたものであり、これは保険料の割引等ではなく、特別な利益を供与したのではない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、本特約の解約時の事情等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人が申立人の意思に反し強引に本特約を解約したとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。